

報道機関各位

記者発表資料

平成17年5月18日(水)

問い合わせ先

24時間虐待電話相談：児童相談所

子ども虐待予防家庭訪問：保健所

子ども虐待対応マニュアル：子育て支援課

担当：本川（児童相談所）

菅谷（保健所）

岸（子育て支援課）

電話：児童相談所 (840) 6107

保健所 (648) 2261

子育て支援課 (829) 1268

虐待根絶に向けた取組みについて

I 平成17年度事業概要

1 24時間虐待電話相談事業概要（児童相談所）

(1) 目的

近年急増している子ども虐待へ早期対応するため、児童相談所における子ども虐待通報・相談の受理を専用電話で常時行えるよう体制を整備し「さいたま子ども・子育て希望（ゆめ）プラン」における子どもの相談・支援体制の充実強化を推進する。

(2) 実施時期 平成17年6月1日(水)

(3) 実施機関 さいたま市児童相談所

(4) 電話番号 048-840-1448

(5) 内容

①平日

児童相談所の常勤職員が対応する。

②夜間、土・日曜日、祝・休日

児童相談所の非常勤電話相談員が対応（15名が交代勤務）し児童相談所の常勤職員が当番制で待機する。

2 子ども虐待予防家庭訪問事業概要（保健所）

（1） 目 的

子育て不安を感じている養育者や子ども虐待をひきおこす要因を抱える家庭に対し、「子ども家庭支援員」を派遣し、子育ての相談や子育て支援サービスの活用を積極的に行い、地域における子ども虐待の未然防止を図る。

（2） 実施時期 平成17年7月1日（金）

（3） 実施機関 保健所・各区役所保健センター

（4） 対象者

主に、出産後間もない時期の養育者で、子育てに対して不安や孤立感、または虐待をひきおこす要因を抱えている等養育上の問題を持ち、本事業の効果が期待できる者。

（5） 子ども家庭支援員とは

保健師・助産師・看護師のいずれかの資格を有し、子ども虐待の専門的な研修を終了し、職務を行うために必要な熱意、識見を有する者を、市の非常勤特別職として委嘱。

（6） 内 容

子ども家庭支援員の活動内容は、保健所・保健センターで支援方針・支援内容・支援回数を決定し、地区担当保健師と連携しながら家庭を訪問し、専門的な相談・支援を行う。

3 「子ども虐待対応マニュアル」概要（子育て支援課）

（1） 目 的

子どもの虐待を防止するために、関係機関の情報の共有化と虐待の早期発見・早期対応を図ることを目的として、「子ども虐待対応マニュアル」を刊行する。

（2） 概 要

概要は、虐待の定義、虐待の実態から、なぜ虐待がおこるのか、虐待を早くみつけるためのチェックリストや注意点など記し、虐待の疑いから援助までのフロー図、児童相談所の相談援助体制、関係機関の役割、法的対応の手続きなどの情報を掲載する。

印刷部数は、四千部で、子育て支援関係職員、民生委員、学校など関係機関に配布する。